

那 霸 市 公 報

第 1 6 7 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

○那覇広域都市計画用途地域及び那覇広域都市計画準防火の変更について
(都市計画課) 1202

○那覇広域都市計画下水道事業那覇市公共下水道の事業計画の変更に係る縦覧について
(上下水道局総務課) 1203

◇ 公 告 ◇

○住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) 1204

○那覇広域都市計画道路の変更 (都市計画課) 1205

○那覇広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更 (都市計画課) 1206

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 1207

○那覇市排水設備指定工事店の異動について 1208

告 示

那覇市告示第 222 号
平成 28 年 9 月 7 日
掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域及び那覇広域都市計画準防火の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画用途地域及び那覇広域都市計画準防火地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
 - (1) 那覇広域都市計画用途地域
 - (2) 那覇広域都市計画準防火地域

- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 那覇広域都市計画用途地域の変更
変更する部分 那覇市楚辺一丁目、樋川一丁目及び二丁目、松尾一丁目及び二丁目 各地内 (真地久茂地線沿道地区)
 - (2) 那覇広域都市計画準防火地域の変更
変更する部分 那覇市楚辺一丁目、樋川一丁目及び二丁目、松尾一丁目及び二丁目 各地内 (真地久茂地線沿道地区)

- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市役所本庁舎 9 階)

那覇市告示第 225 号
平成 28 年 9 月 12 日
掲 示 済

那覇広域都市計画下水道事業那覇市公共下水道の事業計画の変更に係る縦覧について

都市計画法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 施行者の名称：那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類：那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称：那覇市公共下水道
- 3 事業施行期間：昭和 47 年 5 月 15 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分：昭和48年沖縄県告示第83号、昭和49年沖縄県告示第278号、昭和55年沖縄県告示第224号、昭和60年沖縄県告示第323号、平成 3 年沖縄県告示第383号、平成 4 年沖縄県告示第980号、平成10年沖縄県告示第805号、平成15年沖縄県告示第856号及び平成18年沖縄県告示第214号の事業地に首里石嶺町 4 丁目地内を加える。
 - (2) 使用の部分：変更なし
- 5 縦覧場所：那覇市上下水道局 上下水道部 下水道課

公 告

那覇市公告第 292 号
平成 28 年 9 月 13 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 327 号
平成 28 年 9 月 30 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画道路
- 2 都市計画を定める土地の区域
那覇広域都市計画道路の変更
3・5・那 33 号 石嶺鳥堀線
変更する部分 那覇市首里石嶺町 2 丁目、首里鳥堀町 4 丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成 28 年 9 月 30 日（金）から平成 28 年 10 月 14 日（金）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。）

那覇市公告第 328 号
平成 28 年 9 月 30 日
掲 示 済

那覇広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画第一種市街地再開発事業
（モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業）
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 那覇市旭町及び泉崎一丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成 28 年 9 月 30 日（金）から平成 28 年 10 月 14 日（金）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。）

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 31 号
平成 28 年 9 月 9 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

新 規 指 定

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 指定(登録)番号 | 第 491 号 |
| 指定工事店名 | 有限会社あいち設備工業 |
| 営業所所在地 | 宜野湾市愛知二丁目 4 番 20-103 号 1 F |
| 代表者名 | 喜屋武 信彦 |
| 有効期間 | 自 平成28年 9 月 5 日 至 平成33年 3 月 31 日 |

那覇市上下水道局告示第 32 号
平成 28 年 9 月 9 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 指定(登録)番号 | 第 467 号 |
| 指定工事店名 | フタバ設備工業 |
| 営業所所在地 | 八重瀬町字外間 59 番地 |
| 代表者名 | 仲里 章吾 |
| 有効期間 | 自 平成26年 3 月 5 日 至 平成30年 3 月31日 |
| 異動年月日 | 平成 28 年 9 月 5 日 |
| 異動事由 | 商号および営業所所在地の変更 |